

第4節 健康長寿のまちづくり

1 健康づくり

基本方針

- 生涯を通じて健やかな暮らしを創造するため、自らの健康に関心を持ち、日常的にスポーツなど健康づくりを行えるよう、健康づくり運動を積極的に展開します。
- 保健・医療・福祉の分野や地域との連携を強化し、高齢者をはじめライフステージに応じた市民の健康づくりや保健予防に取り組み、健康長寿社会の実現を目指します。

目 標

- 『健康なばり21』計画を策定し、保健・医療・福祉の連携のもとに健康づくりや疾病予防を進めます。

取組み目標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
健康なばり21計画の策定と推進	2004年度までに策定	→ 策定	-----> 推進

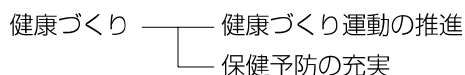
- 地域、職場、学校などで身近に健康づくりや健康相談、保健予防に取り組めるような機会や場づくりを進めます。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
基本健康審査受診率	23.5%	23.7%	30.0%
健康づくり教室実施回数	118回	160回	210回
健康づくり相談実施回数	219回	300回	380回

- 健康づくりに関する豊富な情報を身近で入手できるようにします。

施策の展開

【 施策体系 】



1 健康づくり運動の推進

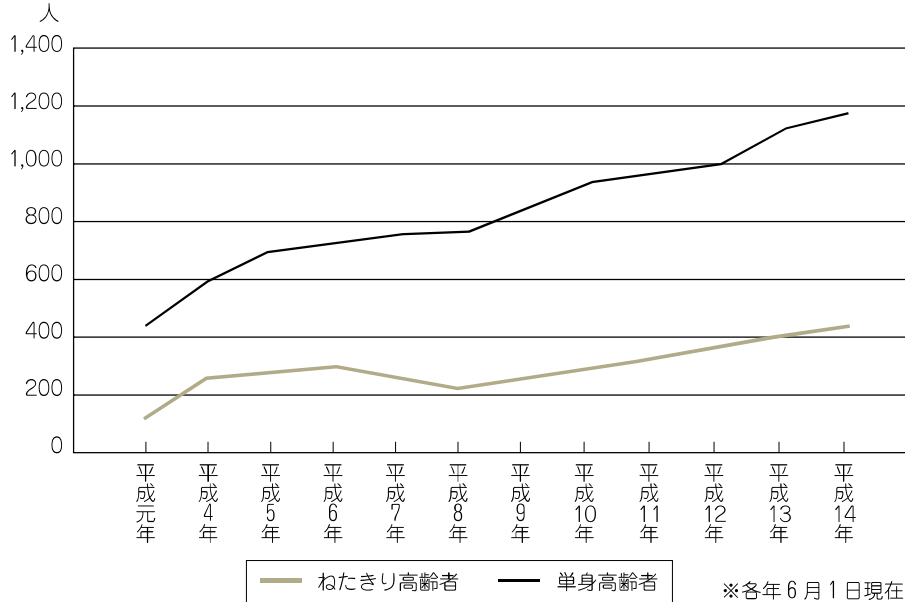
- ・市民参加を得ながら「健康なばり21」計画を策定し、推進します。
- ・保健委員、食生活推進員との連携による身近な健康づくり、保健予防活動の地域展開を進めます。
- ・自らの健康に関心を持ち、健康づくりに努められるよう、広報やホームページなどあらゆる機会を通じ、健康づくりと疾病予防のための啓発を行います。
- ・高齢者の健康づくりや介護予防としての健康支援を積極的に進めます。
- ・生涯スポーツや生涯学習と連携しながら、高齢者の健康スポーツの推進をはじめ、楽しく気軽に健康づくりに取り組む市民ぐるみの「健康づくり運動」を展開します。

2 保健予防の充実

- ・糖尿病やがん、心臓病等の生活習慣病を予防し、日常的に健康づくりを行えるよう、健康教育、健康相談を充実するとともに、企業、医療機関、保健委員等と連携しながら、健康づくり推進体制を整備します。
- ・感染症については、各種の予防接種事業を推進するとともに、検診事業の充実により早期発見と早期治療を推進します。また、食中毒や感染症などの発生を防止するための情報提供や啓発活動を進めます。
- ・歯科疾患予防と口腔機能の保持・増進に取り組み、生涯健康な歯を保つよう「8020運動」を進めるとともに、子どもの頃からの歯の健康づくりを進めます。

- ・地域福祉活動と連携しながら、寝たきり予防、転倒予防・痴呆予防等の教室、高齢者の健康相談等の介護予防事業を進めます。
- ・妊婦、乳幼児の健診、健康相談の充実など母子の健康づくりを専門的、技術的に支援するとともに、医療、福祉、教育の分野と連携し、さまざまな子育て支援機能を向上させるなど、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。
- ・こころの健康づくりを進めるため、保健所や専門機関と連携して、疾病の知識の普及啓発や健康相談事業を推進します。また、精神障害者の生活支援事業を進めます。

■ 単身、寝たきり高齢者数の推移 (資料：介護保険室)



2. 地域医療

基本方針

- 市立病院を核として、地域医療機関との機能分担と連携により、安心できる地域医療体制を構築します。
- 市立病院、応急診療所と関係機関との連携を強化し、適切な救急医療体制を整備します。

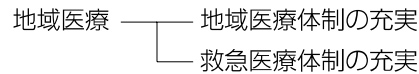
目標

- 地域医療機関と市立病院の機能分担と連携のもとに、市民ニーズに対応した医療体制を整備します。
- 市立病院を核として、救急医療体制を充実します。
- 献血事業を推進します。

数値目標	現状(2002年度)	2006年度目標	2009年度目標
献血者数(400ml献血)	1,185人	1,210人	1,230人

施策の展開

【施策体系】



1 地域医療体制の充実

- ・地域医療の中核である市立病院の診療体制の充実や、医療機器の整備を進めるとともに、患者への適切な診療情報の提供や医療相談機能の充実を進めます。
- ・市立病院に産婦人科を新設するなど、市民ニーズに対応して機能を充実するとともに、業務等の効率化を進め、経営の健全化に取り組みます。
- ・市民ニーズの高度化・複雑化が進むなか、一次医療と二次医療の機能分担を明確化し、市民へかかりつけの医師・歯科医師(プライマリーケア)の定着を図るなど、より身近なところで医療サービスが受けられる体制を充実します。
- ・健やかで安心な暮らしを創造するため保健、福祉との連携を強化し、健康相談や健康診査、介護支援など多様な市民ニーズへの対応を進めます。

2 救急医療体制の充実

- ・市立病院の二次救急医療体制を充実するとともに、地域医療機関との連携を強化し、応急診療所のあり方について研究、検討を進めるなど、市民に信頼される診療体制を確立します。また、県の救急医療情報システムを活用することで広域的な医療機関とも連携し、緊急時における救急医療体制を充実します。
- ・安全で、より安定した血液供給に対応するため、献血推進協議会を推進母体として啓発活動を進め、地域、職場及びボランティア団体等の協力団体とともに献血事業を推進します。

第5節 自立を支える地域福祉の充実

1. 高齢者福祉

基本方針

- 高齢者が年齢にとらわれることなく、地域社会や職場の担い手として、自らの選択と能力に応じてはつらつと活躍できるような活力に満ちた長寿社会を創造します。
- 高齢者が健康で、生きがいをもって暮らせるよう健康づくりを推進するとともに、豊かな経験や知識を社会に生かすことのできる仕組みや社会参加と自立のための支援体制を充実します。
- 病気や介護が必要となった高齢者やその家族が、家庭や住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健福祉サービスの基盤整備を進めるとともに、介護予防、生活支援（地域支え合い）の取組みを進めます。

目 標

- 地域活動、生涯学習などさまざまな分野で高齢者の社会参加を促進します。また、老人クラブの育成、強化を図るとともに、雇用の拡大、職業能力の開発を支援します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
老人クラブ活動会員数	5,936人	6,500人	7,000人
高齢者学級登録者数	2,920人	3,500人	4,000人
シルバー人材センター就業延べ日数	67,636日	90,000日	110,000日

- 介護予防事業及び在宅生活を支えるための生活支援（地域支え合い）事業を充実します。
○在宅サービスの基盤整備を推進します。

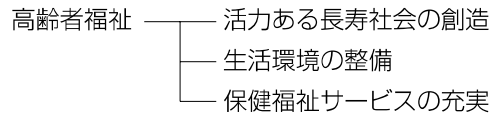
数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
訪問介護実施回数(回/年)	69,364回	86,982回	103,945回
通所サービス実施回数(回/年)	55,801回	69,971人	83,617回
短期入所サービス実施回数(日/年)	23,492日	29,460日	35,205日

- 民間事業者の参入を促進するなど、市内における各種老人福祉施設の整備を推進します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	190床	260床	310床
介護老人保健施設(老人保健施設)	148床	148床	248床
介護療養型医療施設(療養病床等)	40床	40床	60床
痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)	9床	54床	90床
高齢者小規模多機能施設	0	1カ所	2カ所
有料老人ホーム(特定施設)	0	50床	100床
ケアハウス(特定施設)	50床	100床	150床

施策の展開

【 施策体系 】



1 活力ある長寿社会の創造

① 社会参加の促進

- ・高齢者の地域社会での役割を重視し、生きがいを持ちながら社会に貢献できるよう世代交流行事、伝統文化の継承、老人クラブ活動、地域のボランティア活動、園芸福祉等の各種趣味活動を促進します。
- ・高齢者の働く場の確保や働く条件づくりを推進するとともに、臨時・短期的な就業機会を確保するため、シルバー人材センターの事業を支援します。
- ・高齢者の社会参加を促進するため、老人福祉センター機能を充実します。

② 生涯学習などの推進

- ・生涯を通じて学習活動を続けることで、豊かで生きいきとした人生を送れるよう、学習メニュー、学習機会を充実します。また、地域づくりの活動等と連携し、高齢者の様々な行事等への参加を促進します。
- ・高齢者が健康や体力、好みに応じて自らの選択によって気軽にスポーツやレクリエーション活動ができるようその普及・啓発を行うとともに、高齢者や障害者が利用しやすい施設の整備を進めます。

③ 健康づくり

- ・健康でいきいきとした生活を送れるよう、生活習慣の改善など高齢者の健康づくりを積極的に支援するとともに、保健予防事業を充実します。また、寝たきりや閉じこもりの状態にならないよう健康相談、寝たきり予防などの事業を進めます。

2 生活環境の整備(バリアフリーの促進)

- ・住宅改造や設備機器、日常生活用具等に関する相談窓口として在宅介護支援センターの機能を充実します。
- ・高齢者の居住の安定を図るため、県の生活福祉資金(住宅資金)などの融資制度の周知、介護保険制度の住宅改修、高齢者住宅補助事業を実施します。
- ・高齢者が安全で快適に行動できるよう、公共施設、交通施設をはじめとする施設や店舗など事業所のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。

3 保健福祉サービスの充実

① 生活関連情報の提供

- ・高齢者が保健・医療・福祉をはじめ、消費生活や交通など生活関連の各種サービスを自由に選択できるように関係機関の連携を深め、適切な情報提供、相談体制の整備を進めます。

② 介護予防・生活支援(地域支え合い)事業の充実

- ・要介護状態に陥ることなく、健康で生きいきとした生活を送れるように、転倒骨折予防教室、機能訓練、食生活改善事業、痴呆予防教室等の介護予防事業を推進します。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス以外に配食サービス事業、外出支援サービス事業、軽度生活援助事業、緊急通報システム事業など高齢者福祉事業を推進します。また、配食サービスをはじめとする、ボランティア活動に対する支援体制を整備します。

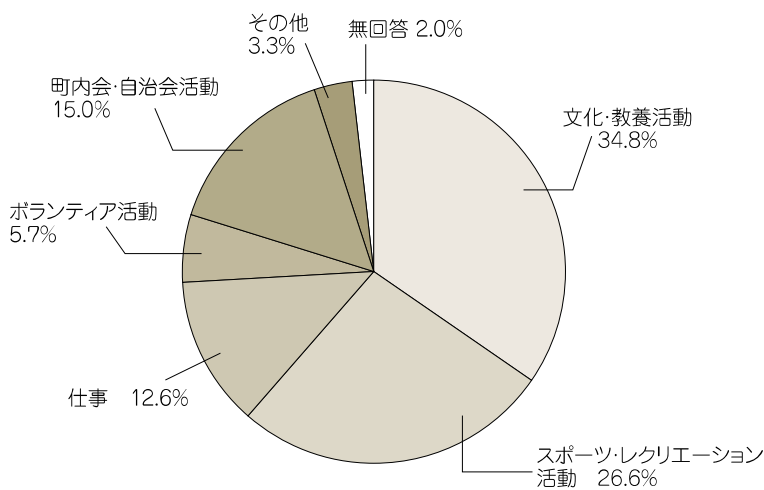
③ 介護サービスの充実

- ・介護が必要な高齢者が本人や家族の希望や状況に応じて、適切な介護サービスが受けられるよう居宅介護サービス及び施設介護サービスを充実します。また、利用者のニーズに対応し、紙おむつ購入費の給付等独自事業を実施するなど介護保険制度を適切に運用します。
- ・急激な高齢化に対応し、必要な福祉サービスを市内で安心して利用できるよう、民間事業者の参入を促進するなどにより、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなど多様な老人福祉施設の整備を積極的に推進します。

④ 地域の支援体制の充実

- ・高齢者が地域の見守りの中で生活でき、市民が連携して支えていくことができるよう、基幹型在宅介護支援センターや地域型在宅介護支援センターを中心に、民生委員児童委員や地域組織、ボランティア、サービス事業者などと連携し、見守りを含めた地域の支援体制づくりを進めます。

■ 高齢期の過ごし方として、どのような活動を行いたいと思いますか
(資料：市民意識調査)



2. 障害者福祉

基本方針

- 障害のある人もない人も同じ社会の構成員として、互いの人権を尊重しあい、地域で共に暮らす共生社会の実現に向け、ノーマライゼーションや自己決定の基本理念のもと、社会参加と多様な交流を促進します。
- 障害者の特性を踏まえた施策の展開や障害者本位の支援体制の整備などライフステージに応じたきめ細かな自立支援を進めるとともに、教育、雇用などの分野と連携を図りながら、就労促進、相談体制の整備や生活支援などを推進します。

目標

○地域福祉計画と連動する新しい障害者福祉計画を策定し諸施策を推進します。

取組み目標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
新しい障害者福祉計画の策定と推進	2004年度までに策定	→ 策定	-----> 推進

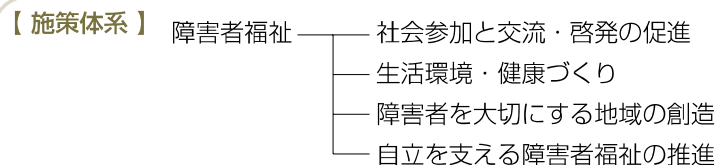
○地域社会における自立を促進します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
知的障害者グループホーム(人)	20(7カ所)	24(8カ所)	38(10カ所)
精神障害者グループホーム(人)	0	0	4(1カ所)

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
精神障害者通所授産施設	0	1カ所	1カ所
精神障害者地域生活支援センター	0	1カ所	1カ所

○バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

施策の展開



1 社会参加と交流・啓発の促進

- ・障害者が能力や特性に応じた就労機会が得られるよう、企業等関係機関への障害者雇用の促進、職業訓練の実施、福祉的就労についての支援等を行います。
- ・各種行事への障害者の参加と交流機会を増やすため、広報活動等による意識啓発や情報提供を行い、市民が障害者との交流や支援に主体的に参加できる環境づくりを進めます。
- ・自立した社会参加に必要な療育機能の強化や就学前教育、教育環境の整備を進めます。
- ・障害者の社会参加と健康増進を図るため、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。
- ・教育相談や情報提供を進めるとともに、家族支援体制の整備と子育て支援機能を充実します。

2 生活環境・健康づくり

- ・暮らしやすい生活環境を形成するため、公共施設をはじめ民間施設や住宅環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り組みを推進します。
- ・障害者が地域で安心して生活できるよう、自立生活の場としての障害者支援施設やグループホーム等の設置を促進します。
- ・障害者をはじめ誰もが安全、快適に地域での活動や移動を行うことができるよう交通手段や歩行空間の改善整備を進めるとともに、関係機関との連携により防犯、防災体制を充実します。

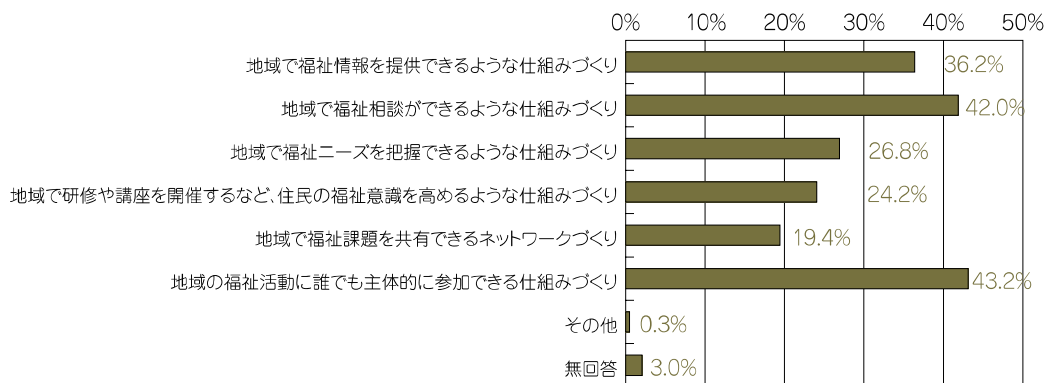
3 障害者を大切にす地域創造

- ・障害や障害者に対する市民の正しい理解と認識を深めるため、学校、地域、職場などにおいて障害者福祉をはじめとする福祉教育を推進します。
- ・ボランティア・NPOなどの市民活動や地域づくり組織等による地域福祉の活動が活発に展開されるよう、地域でともに支えあう共助と交流のネットワークづくりを促進します。

4 自立を支える障害者福祉の推進

- ・新しい障害者福祉計画に基づき、誰もが住みよい社会環境の整備を進め、障害者の社会参加や自立支援を総合的に進めます。
- ・障害者が生きがいを持ち、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスの充実と計画的な福祉施設の整備を進めるとともに、支援費制度を活用し障害者の希望や状況に応じた適切な自立支援や生活支援を推進します。
- ・支援費制度の定着化を図るため、適切な情報提供、トラブル対応など相談・支援体制を充実します。
- ・自己の意思表示が困難な場合の成年後見人制度など、障害者の権利擁護の取り組みを進めます。
- ・障害者のニーズや状況に応じた適切な保健福祉サービスが選択できるよう、ケアマネジメント体制を充実するとともに、医療サービスの充実や関係機関等との連携により身近な地域でリハビリテーションが受けられる体制を整備します。
- ・精神障害者の生活支援事業を充実するとともに、人権に配慮した適切な医療体制の整備や保健所等の連携による精神保健相談や社会復帰支援などに取り組みます。

■身近な地域福祉を推進していくために、どのようなことが必要だと思いますか
(資料：市民意識調査)



※複数回答(2つまで)、回答者のうち各項目を選択した人の割合

3. 子育て支援

基本方針

- 子どもを産み、育てる喜びを感じられるような地域社会の形成をめざし、家庭、地域、学校、市民団体、行政等が連携し、総合的な子育て環境の整備、向上に取り組めます。
- 少子化、核家族化、女性の社会参加や生活様式の多様化など、子育て環境が大きく変化するなかで、子どもを安心して産み、育てることができるよう、教育、福祉、保健などと連携を図り、相談機能の充実をはじめ、さまざまなニーズに適切に対応できる保育環境の整備、充実を進めます。

目標

- 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を策定し、計画的に子育て支援を推進します。

取組み目標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
新しい行動計画の策定・推進	2004年度までに策定	→ 策定	-----> 推進

- 保育所、幼稚園、学校、民間施設などの連携を強化し、子育て支援ネットワークを形成します。
- 年間を通じて待機児童をなくします。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
待機児童(年間ベース)	50人	20人	0
延長保育	5カ所	5カ所	7カ所
◇ (内20時まで延長)	—	2カ所	2カ所
休日保育	1カ所	1カ所	2カ所
放課後児童クラブ	13カ所	14カ所	15カ所

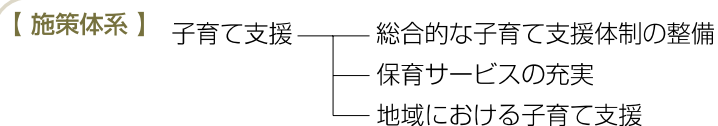
取組み目標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
病後児保育	2005年度から実施	実施	—————>
ショートステイ	2004年度から実施	実施	—————>

- 地域におけるさまざまな子育て支援サービス情報の提供や、利用援助を行う子育て支援のコーディネート機能を充実し、市民の多様なニーズに対応します。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
ファミリー・サポート・センター事業(会員数)	100人	200人	300人
子育てサークル数	15団体	20団体	30団体
子育て広場参加者数	25,800組	30,000組	35,000組

取組み目標	内容等	前半(2006年度まで)	後半(2009年度まで)
子育て支援総合コーディネート事業	2004年度から実施	実施	—————>

施策の展開



1 総合的な子育て支援体制の整備

① 次世代育成行動計画の推進

- ・「エンゼルプラン」を見直し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「地域行動計画」を策定し、子育て環境を計画的に整備します。

② 子育て支援体制の充実

- ・子育てに関する学習、相談機会を充実するとともに、ケースワーカー、児童相談所、女性相談所等との連携により生活相談等への対応を進め、総合的な子育て支援体制を整えます。
- ・福祉団体等との連携を強化し、ひとり親家庭における養育相談や自立可能な環境づくりに向けた支援を充実します。
- ・企業による子育て支援の促進や男女共同参画の推進等、意識啓発を進め仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めます。
- ・子どもを安心して産み育てることができるよう、母子の健康支援や母親の精神的支援を推進するとともに、障害児施策や小児医療、思春期保健等を充実します。また、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を拡大します。

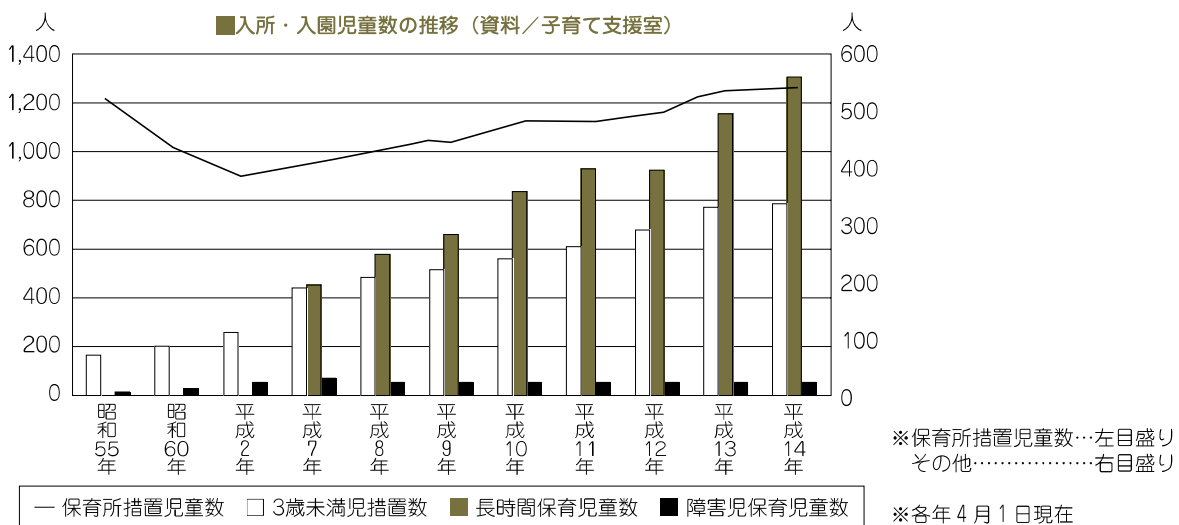
- ・保育ニーズの増大や多様化に対応するため、保育時間の延長や休日保育等、保育サービスを充実するとともに、民間の資金やノウハウ等を活用した施設整備や運営を積極的に推進します。
- ・各保育所が地域における子育て支援の拠点となるよう、子育てに関する相談や情報提供、交流の場としての機能を充実します。
- ・幼稚園における預かり保育、保育所における幼児教育を充実するとともに、施設の有効活用を図る観点から、幼保一元化・一体化に向けた検討を進めます。
- ・効率的な運営を図るため、給食の民間委託や保育所の統合等の検討を進めます。

3 地域における子育て支援

- ・子育てサークルやボランティア団体の育成等を通じ、地域における子育て機能の活性化とネットワークづくりを推進します。
- ・子どもの人権を保護するとともに、地域づくり活動と連携して、地域ぐるみで子どもの健全育成に取り組む運動を進めます。
- ・異年齢児交流や世代間のふれあいを通して、子どもたちが豊かな感性を育むことができるよう、地域と保育所、幼稚園、小中学校等との連携をより一層強化します。
- ・児童虐待の早期発見、早期援助のため、地域における子ども支援のネットワークづくりを推進します。

2 保育サービスの充実

- ・年間を通じた待機児童ゼロを実現するために、民間事業者の参入や施設の有効利用、幼稚園との連携の強化など、総合的な取組みを展開します。



4. 社会保障

基本方針

●低所得者については、自立を支援するため生活相談や就業促進、適正な指導、援助を行います。

●国民健康保険、介護保険などの社会保障制度について、制度の意義、必要性について市民への一層の周知を行うとともに、長期的に安定した運営を進めます。

目標

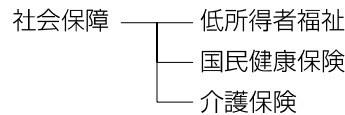
○生活保護世帯の自立支援を進め、生活保護率（人口に対する生活保護人員の割合）を引き下げます。

数値目標	現状	2006年度目標	2009年度目標
生活保護率	4.1%	4.0%	3.9%

○国民健康保険、介護保険についての市民の理解を深め、適正なサービスを提供します。

施策の展開

【 施策体系 】



1 低所得者福祉

① 生活の自立支援

- ・低所得者の自立を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談などの地域福祉活動を促進します。
- ・低所得者の安定した生活基盤を確保するため、関係機関や事業者等の協力を要請しながら就労を支援します。
- ・生活福祉資金や就労資金など、各種貸付制度を充実・活用し、低所得世帯の自立を支援する体制を整備します。

② 適正な生活保護

- ・被保護者の生活実態を十分に把握し、生活保護を適正に運用するとともに、各種の福祉施策や社会保障制度と連携し、総合的な支援を行います。

2 国民健康保険

- ・国民健康保険制度への理解が深まるよう、広報啓発活動を行うとともに、保険税の適正な賦課と収納率の向上に取り組めます。

- ・疾病予防、健康づくりなど積極的に保健事業を推進するとともに、広報活動等により適正な受診を促進し、関係機関との連携により医療費の適正化対策を進めます。
- ・制度や諸手続き等の改善について国・県や関係機関に要請するとともに、効率化を図るため事務の広域化について検討します。

3 介護保険

① 制度の啓発と安定運営

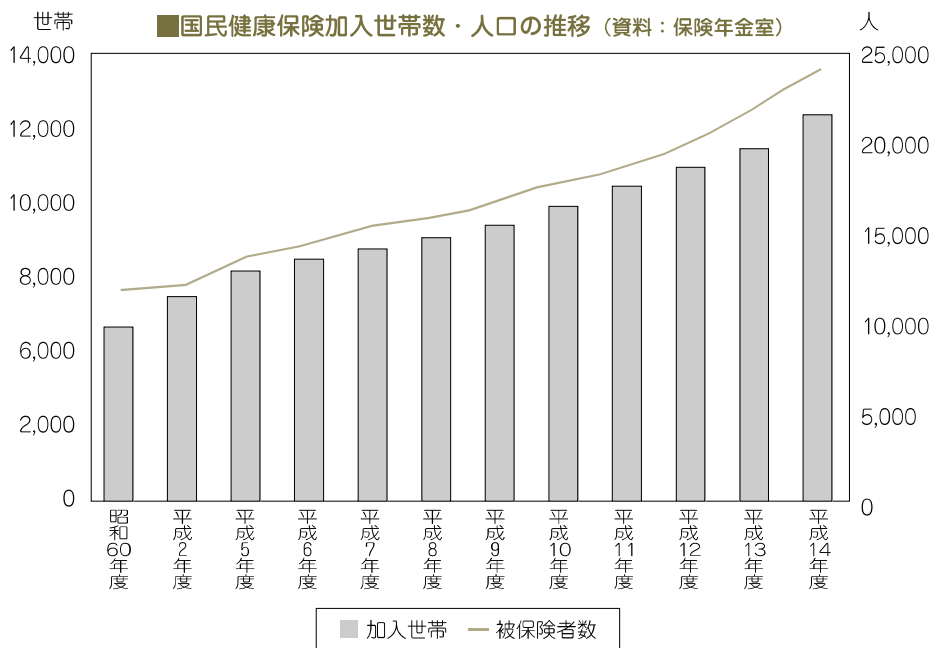
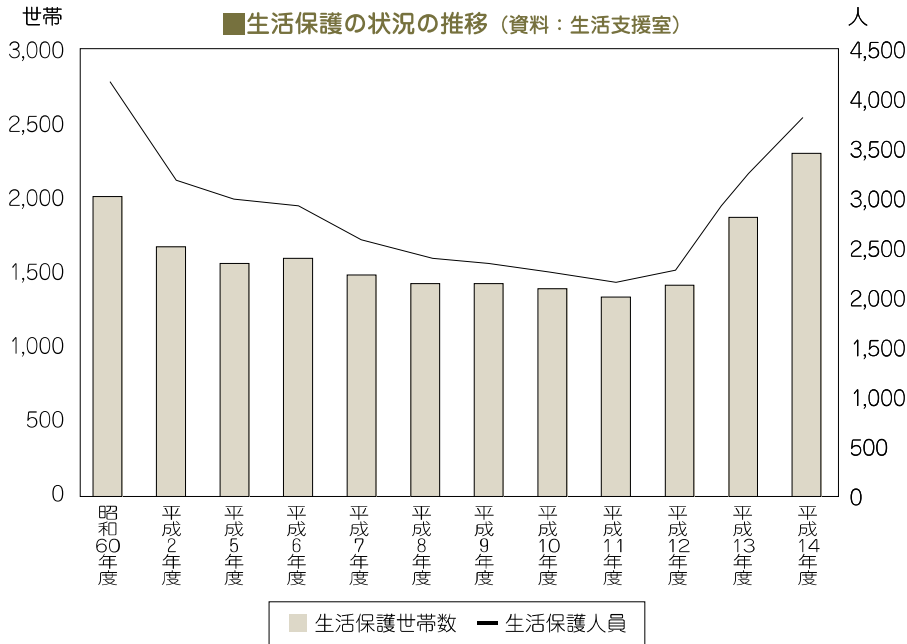
- ・介護保険制度についてきめ細かな広報、啓発活動を行い適正なサービス利用を促すとともに、サービス提供に必要な保険料納付についての理解を深め、制度の安定運営を進めます。
- ・事業の効率的な運営を行うため、認定事務等の広域化を検討します。
- ・介護保険推進協議会による事業計画の進行管理、見直し、利用者の意見調整、サービス提供事業者の評価などを行い、適正な運営を進めます。

② 相談窓口の充実

・介護保険に関する相談に対し、市の窓口、民生委員児童委員、在宅介護支援センター等において、迅速、適切に対応できるよう体制を充実します。

③ 介護給付の適正化

・限りある財源を有効に活用し、サービスの質を向上するため、ケアマネージャーをはじめサービス事業者への研修等を実施し、介護サービス内容、介護費用の適正化を進めます。



5. 雇用

基本方針

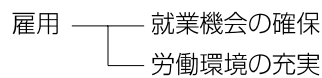
- 生きがいを持って職業生活を送れるよう、様々な形での就業機会の確保や情報提供を進めるとともに、就業能力の取得を支援するなど、雇用の安定を図ります。
- 性別や障害などにとらわれず安心して働くことができ、その能力を積極的に活用できる環境づくりや労働条件の改善を推進します。

目標

- 年齢や性別、障害などにとらわれず働くことができるよう、労働環境の充実と就業機会の拡大を図ります。

施策の展開

【 施策体系 】



1 就業機会の確保

① 就業機会の創出

- ・市内企業の活性化や市外企業の誘致により市内産業を振興し、職住近接型の雇用を創出するとともに、医療、福祉、教育、環境など新しい分野の産業振興や、ベンチャービジネスの育成等の起業に対する積極的な支援を行い、様々な形での就業機会の確保に努めます。
- ・就業に際しての企業ニーズを的確に把握し、効果的な職業能力取得のための講習会等を実施するほか、専門学校への学費等教育資金の貸付、民間研修施設の充実に促進するなど、求職者の技能向上を支援します。

② 雇用・労働対策の推進

- ・公共職業安定所等と連携し、さまざまな求人情報を積極的に提供するとともに、求人側及び求職側のニーズを的確に把握し、雇用のミスマッチの解消に努めます。
- ・商工会議所などの関係機関と連携し、新規学卒者やU・J・Iターンの市内就労を促進し、企業側の合同説明会、面接会などの実施を積極的に支援します。
- ・高齢者の就業機会確保のため、高齢者

- 職業相談室等と連携し求人情報を提供するとともに、シルバー人材センターの活動を支援し、生きがいをもって働き続けられる環境を整備します。
- ・高齢者、障害者、女性等の雇用について、企業への情報提供、啓発を積極的に行い、雇用機会を拡大します。

2 労働環境の充実

① 労働環境の整備

- ・女性や障害者などの雇用について、性別や障害などにとらわれず安心して働けるように、関連する法律等に関する企業等の理解を促進し、就業機会の増進及び労働条件の改善を啓発するなど労働環境を充実します。
- ・育児や介護に従事することで労働機会を失うことのないよう、企業等における育児・介護休業制度の普及を促進します。
- ・勤労者が健康で安全に働けるよう、職場における労働安全・衛生意識の向上や健康診断の実施、労働時間の短縮等を促進します。
- ・就業意識や目的の多様化に対応するため、短時間雇用やフレックスタイム制など新たな勤務形態の普及を促進します。

② 勤労者福祉

- ・ 勤労者の生活を安定させるため、中小企業従事者の退職金共済への加入促進や退職金共済掛金への補助、勤労者向け低金

利融資制度などを充実します。

- ・ 勤労者が地域活動などを通して健康増進や自己啓発等を行い、充実した生活が送れるようさまざまな情報提供を行います。

第1章

互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし



